

郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果
(「特定封筒」の発行及び「交付記録」の新設)

平成21年7月17日
総務省

1 変更の認可申請の概要

(1) 変更の趣旨

一定の重量等を上限に定額料金で差出しができる「封筒一体型サービス」及び当該サービスに付加可能な特殊取扱を新設することにより、利用者の選択肢を拡大し、利用者利便性を向上させる。

(2) 変更の内容

- ・郵便事業(株)が新たに「特定封筒」を発行することにより、封筒一体型のサービスを提供する。
- ・「封筒一体型サービス」に付加できる郵便物の配達を記録する特殊取扱として「交付記録」を新設する。
(封筒は、普通扱いとなる封筒と、記録扱いとなる封筒の2種類を発行する。)

(3) 実施予定日 平成 22 年 4 月 1 日 (木)

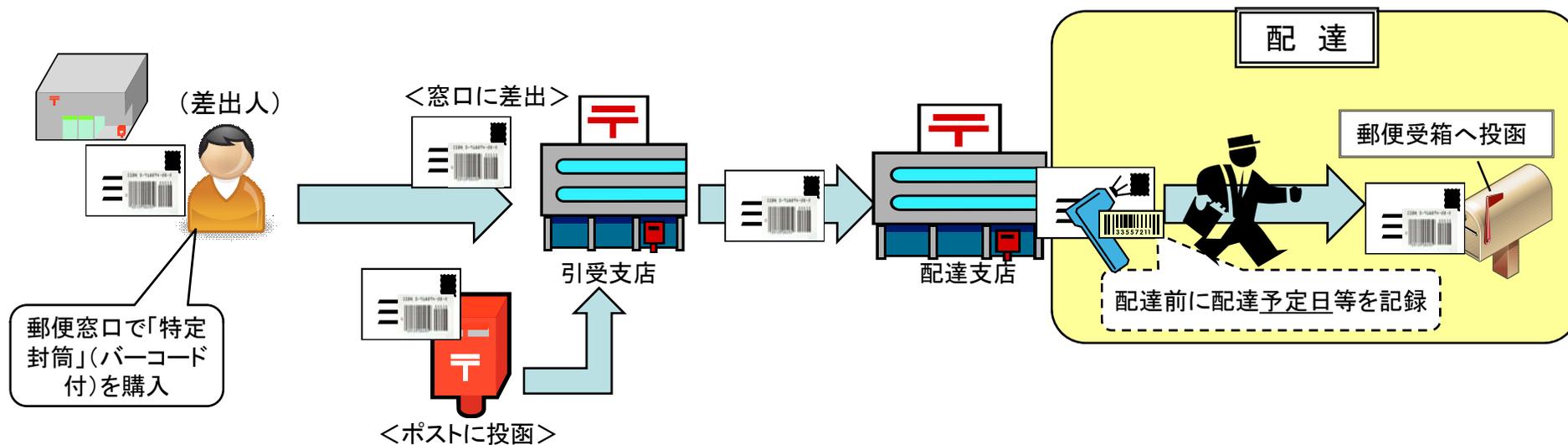
2 新サービスの具体的な内容

(※サービス提供に当たっては、利用者利便を鑑み、愛称を付ける予定)

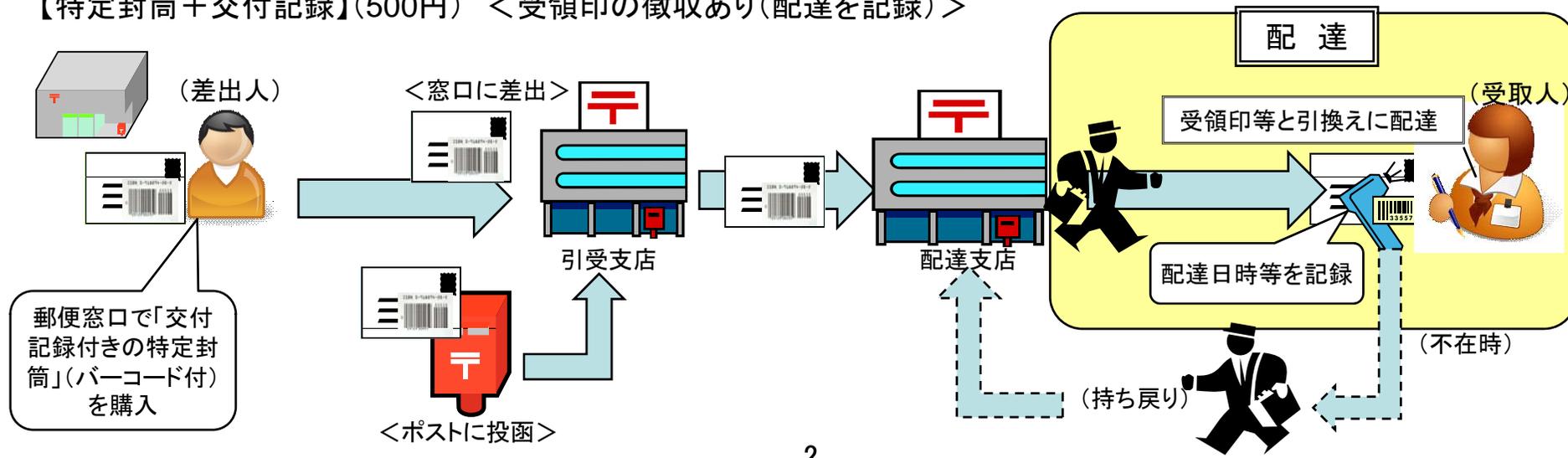
サービス名	(1)「特定封筒」(※)	(2)「特定封筒+交付記録」(※)
概要	郵便事業(株)が新たに発行する「特定封筒」を使用することで、郵便物の一定重量まで定額の料金により行う郵便サービス(第一種郵便物)	(1)の「特定封筒」に、配達の記録を行う特殊取扱である「交付記録」を付加するサービス (第一種郵便物+特殊取扱)
大きさ及び重量の範囲	A4 ファイルサイズ(240mm×340mm)、重量 4kg まで、厚さ 3cm まで	A4 ファイルサイズ(240mm×340mm)、重量 4kg まで (厚さの制限なし(但し、特定封筒に入るもの))
取扱エリア	全国で引受け・配達	
引受け及び配達の方法	<ul style="list-style-type: none">・ポストへの差出しが可能・配達は郵便受箱への投函(受領印徴収なし)・配達の追跡が可能(引受け及び配達の記録なし)	<ul style="list-style-type: none">・ポストへの差出しが可能・配達は対面配達・配達時に受領印を徴収する(配達を記録)、配達の追跡が可能
料金	350 円	500 円
類似のサービス	—	「エクスパック 500」

<新サービスの具体的イメージフロー>

【特定封筒】(350円) <受領印の徴収なし>



【特定封筒+交付記録】(500円) <受領印の徴収あり(配達を記録)>



3 審査結果

申請された郵便約款の変更については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「施行規則」という。）の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） 二 実施予定期日 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 	適	郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	適	変更申請の内容は、郵便事業株式会社が新たに発行する「特定封筒」について、郵便切手類の種類として追加するもの、及び特殊取扱である「交付記録」を新設するものであり、郵便約款上郵便の役務を提供するための条件が適正かつ明確に定められていることから、適当なものと認められる。

審査基準		審査結果	理 由
	ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	変更申請の内容のうち、「交付記録」の新設については、郵便物を配達するときに、郵便物の配達証に受取人の受領の証印又は署名を受けることが記載されており、また、引受け、転送、還付並びに送達日数に関する事項は、一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。
	ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	適	変更申請の内容のうち、郵便切手類の種類として「特定封筒」を追加するものについては、当該商品の販売時に料金を收受するものであることから、郵便に関する料金の收受に関する事項として適当であると認められる。
	ニ その他会社の責任に関する事項	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。
【法第 68 条第 2 項第 2 号】 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。		適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。

●郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）（抜粋）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年三月二十八日政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。